

令和5年度版

県税のしおり



HKT48 (令和5年度の自動車税キャンペーンキャラクター)と服部知事による自動車税納付のPR活動の様子

2023年 福岡県

はじめに

福岡県では、みなさんの暮らしを豊かにし、住み良い社会を築くため、いろいろな仕事を行っています。

この“しおり”は、これらの仕事をするために欠かせない財源である県税について、そのあらましを解説したものです。

目次

はじめに・目次	1
「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指して	2
県の予算(令和5年度一般会計当初予算)	3
県税収入の内訳(令和5年度当初予算)	4
税金の種類	5
県民税・個人の県民税	7
寄附金控除制度	12
県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・個人住民税の公的年金からの特別徴収制度	13
法人の県民税	14
県民税利子割	16
森林環境税	17
事業税・個人の事業税	18
法人の事業税	20
特別法人事業税	22
法人の県民税及び事業税の電子申告・申請・届出サービス	23
地方消費税	24
不動産取得税	25
県たばこ税	31
ゴルフ場利用税	32
軽油引取税	33
自動車税(環境性能割・種別割)	34
鉱区税・固定資産税	44
狩猟税	45
産業廃棄物税	46
宿泊税	48
課税免除・不均一課税	51
納税の猶予・税額の減免	52
県税の申告と納期一覧表	53
県税の納税証明書	54
県税の納付方法	55
延滞金	58
加算金・更正の請求・不服申立て	60
県税事務所および相談窓口の所在地	61
関係機関の所在地	66

※この冊子に記載した税目の内容等は、原則として令和5年度税制改正を反映させたものです。

「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指して

福岡県の目指す姿を実現するため、「福岡県総合計画」に基づく体系に沿って、施策を総合的に展開しています。

1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する

- (1) 次代を担う「人財」の育成
- (2) 世界から選ばれる福岡県の実現
- (3) ワンヘルスの推進
- (4) 移住定住の促進
- (5) デジタル社会の実現
- (6) グリーン社会の実現
- (7) 成長産業の創出

2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる

- (8) 中小企業の振興
- (9) 農林水産業の振興
- (10) 地域と調和した観光産業の振興
- (11) 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
- (12) 健康づくり、安心で質の高い医療の提供
- (13) スポーツ立県福岡の実現
- (14) 文化芸術の振興
- (15) ジェンダー平等の社会づくり
- (16) 高齢者、障がいのある人への支援
- (17) 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
- (18) 人権が尊重される心豊かな社会づくり
- (19) 外国人材に選ばれる地域づくり
- (20) 安全で安心して暮らせる地域づくり
- (21) 地域の活力向上
- (22) 共助社会づくり、生涯学習の推進
- (23) 快適な環境の維持、保全
- (24) 教育の充実
- (25) 出会い・結婚・出産・子育て支援
- (26) きめ細かな対応が必要な子どもの支援

3 感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる

- (27) 感染症対策の推進
- (28) 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化
- (29) 地域防災力と危機管理の強化

4 将来の発展を支える基盤をつくる

- (30) 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

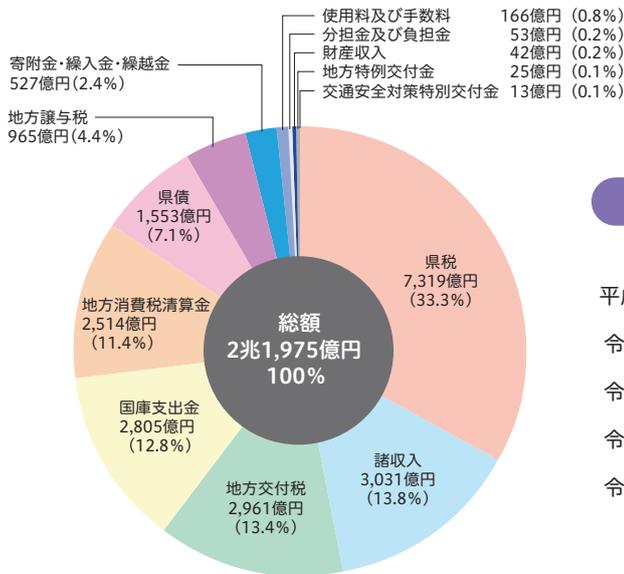
計画推進の基盤づくり

- (1) 地方分権の推進
- (2) 行政改革の推進

県の予算（令和5年度一般会計当初予算）

令和5年度当初予算においては、「1,000億円の人づくり」、「県内GDP20兆円への挑戦」、「安全・安心で活力ある社会づくり」のための施策を展開し、未来を見据え、「成長・発展」にむけて加速前進します。

歳入



(備考) 端数処理の関係により総額と一致しないことがあります。

過去5年間の予算額(当初予算)の推移



●国庫支出金

国が地方公共団体の特定の経費に充てるために交付するもので、国と地方公共団体が共同責任で行う仕事に対する「国庫負担金」、地方公共団体の仕事を国が援助する「国庫補助金」、国の仕事を地方に委託した場合の「国庫委託金」などがあります。

●県債

県が実施する公共施設の建設事業・災害復旧事業などの財源とするための長期の借入金のことです。

●地方消費税清算金

地方消費税を都道府県間で清算する際に他県から払い込まれるお金で、他県に支払う分は歳出予算の諸支出金に含まれています。

●地方交付税

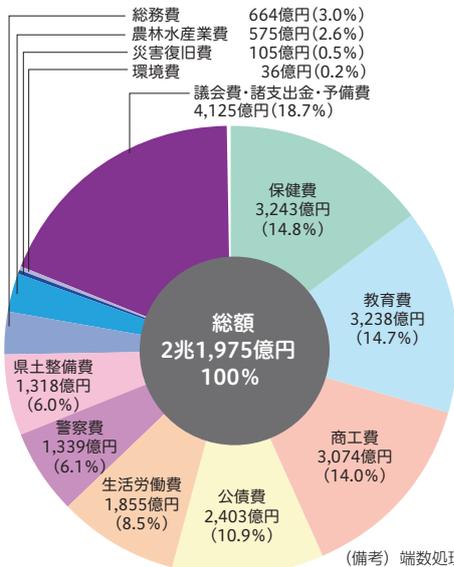
地方公共団体が等しくその行政を遂行することができるように、国が国税を一定割合によってあん分した額を地方公共団体に交付する税をいいます。

- 所得税・法人税の収入額…… 33.1%
- 酒税の収入額…… 50%
- 消費税の収入額…… 19.5%
- 地方法人税の収入額…… 全額

●地方譲与税

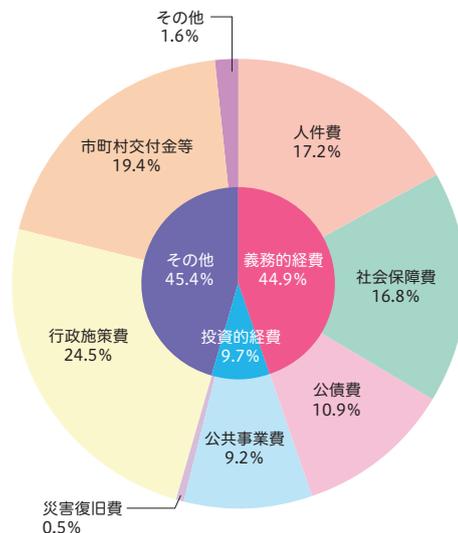
国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与する税をいいます。特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税があります。

目的別歳出構成

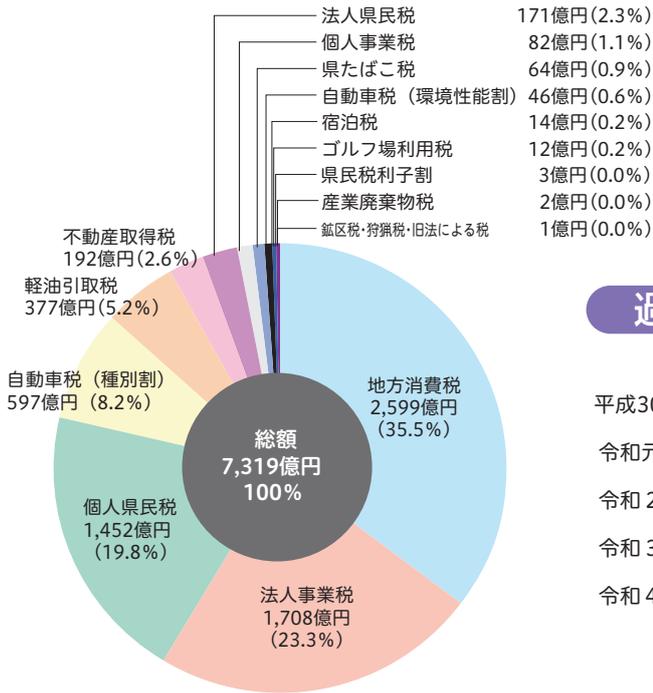


(備考) 端数処理の関係により合計と一致しないことがあります。

性質別歳出構成



県税収入の内訳（令和5年度当初予算）



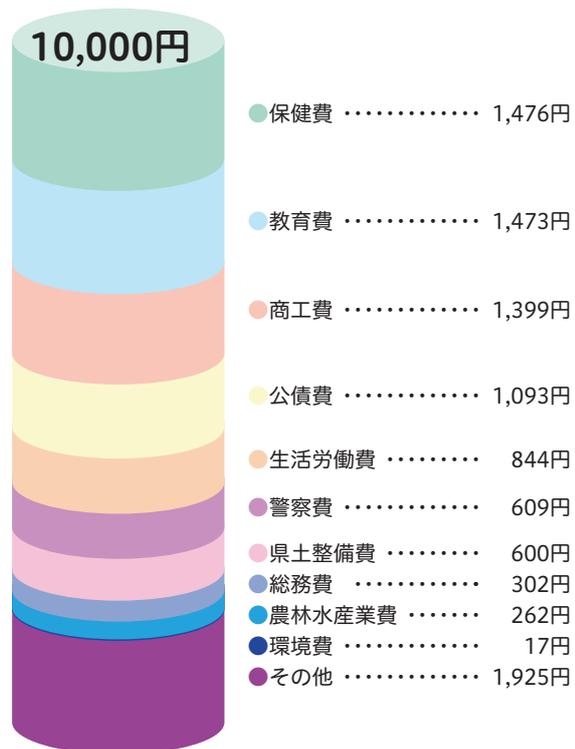
(備考) 端数処理の関係により総額と一致しないことがあります。

過去5年間の県税収入額(決算額)の推移



あなたの納める県税
10,000円についての
使いみちを当初予算から
見てみると、
次のようになります。

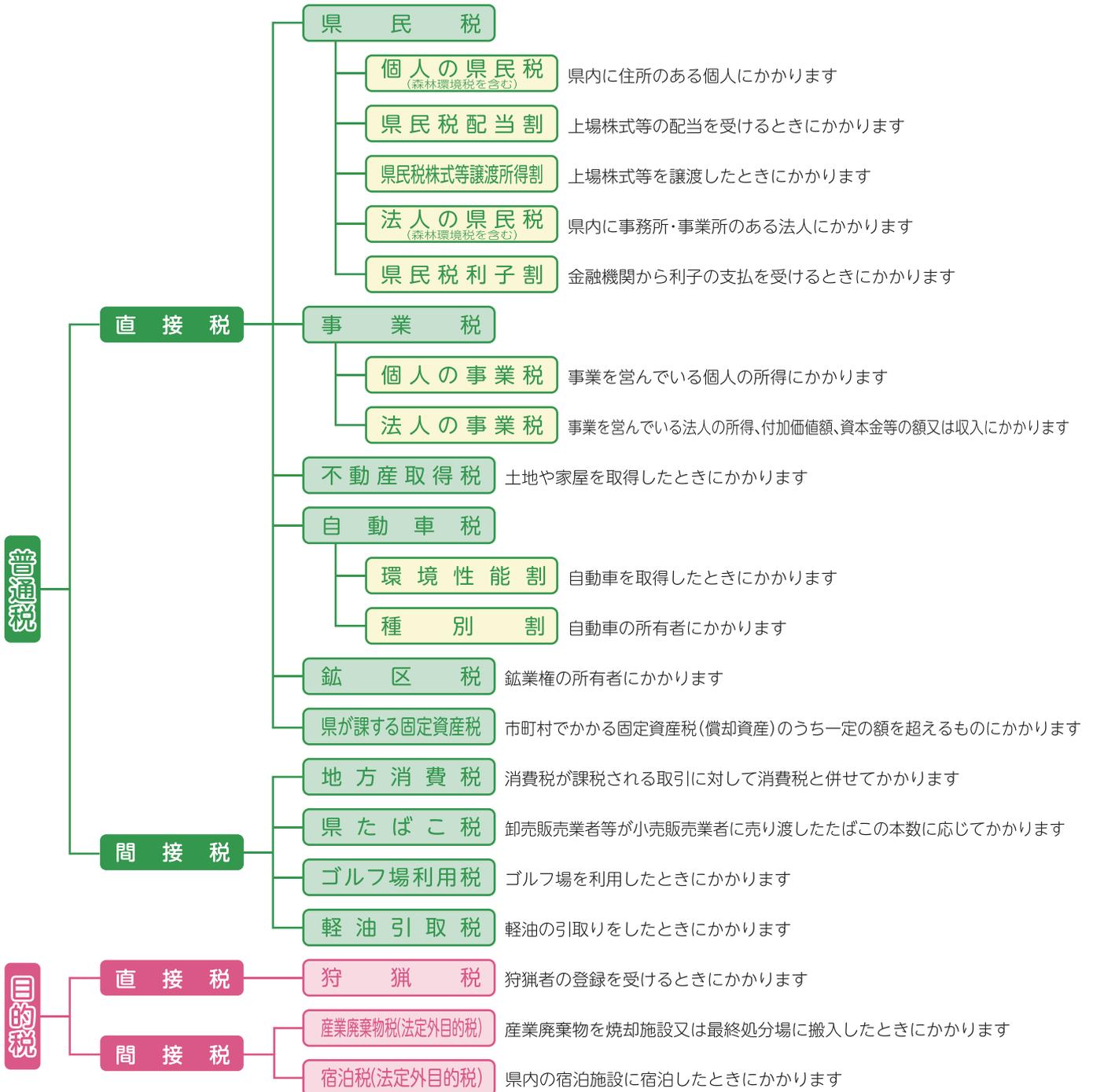
- **保健費**
介護保険制度施行、医療確保対策、精神保健対策など
- **教育費**
教育施設の整備、私学教育振興など
- **商工費**
中小企業への支援、小規模事業者の経営指導、成長産業の育成・集積など
- **公債費**
県債の元利償還など
- **生活労働費**
生活保護、障がい者福祉、児童福祉、職業訓練など
- **警察費**
治安の維持、道路交通安全施設の整備など
- **県土整備費**
道路、橋、港湾等の整備、住宅の建設、水資源対策など
- **総務費**
県の全般的な管理事務、地域振興、県税の賦課徴収など
- **農林水産業費**
農業振興、森林整備、水産業振興など
- **環境費**
循環型社会の形成、公害対策、廃棄物対策など
- **その他**
議会費、災害復旧費、諸支出金など



税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
地方税はさらに、都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

県 税



税金の分類

普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。

目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。

直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。

間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人(事業者等)を経て納める税金をいいます。

国 税

普通税

直接税

- 所得稅 及び復興特別所得稅** 個人の一年間の所得に対してかかります (復興特別所得稅は、基準所得稅額に対してかかります)
- 法人稅** 会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります
- 特別法人事業稅** 法人の事業稅(県稅)の所得割額や収入割額にかかります(P.22を参照)
- 地方法人稅** 会社や協同組合などの法人の基準法人稅額に対してかかります
- 相続稅** 財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります
- 贈与稅** 個人から財産をもらったときにかかります
- 地價稅** 一定規模以上の土地等を所有しているときにかかります (平成10年から当分の間、課稅されません)

間接税

- 消費稅** 商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります
- 酒稅** 清酒、ビール、ウイスキーなどの酒類を製造場から出荷したときにかかります。
- 揮発油稅** } 自動車のガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
- 地方揮発油稅** }
- 石油石炭稅** 原油・天然ガス及び石炭を採取場から出荷したとき又は原油・天然ガス・石油製品及び石炭を輸入したときにかかります
- 石油ガス稅** 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんし、出荷したときにかかります
- 航空機燃料稅** 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります
- たばこ稅** } たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
- たばこ特別稅** }
- とん稅** } 外国の貿易船が入港したときにかかります
- 特別とん稅** }
- 印紙稅** 契約書、領収書など税法で定められた文書を作成したときにかかります
- 自動車重量稅** 自動車検査証の交付や車両番号の指定を受けるときにかかります
- 登録免許稅** 不動産、船舶、会社の登記、登録などのときにかかります
- 国際観光旅客稅** 船舶又は航空機で日本から出国するときにかかります
- 関稅** 外国から輸入した貨物にかかります

目的税

間接税

- 電源開発促進稅** 電力会社が一般家庭などへ電気を供給したときにかかります

市町村税

普通税

直接税

- 市町村民稅**
 - 個人の市町村民稅** 市町村内に住所のある個人にかかります
 - 法人の市町村民稅** 市町村内に事務所・事業所のある法人にかかります
- 固定資産稅** 土地や家屋、事業に使う機械などの償却資産の所有者にかかります
- 軽自動車稅** 軽自動車や原動機付自転車などの所有者にかかります
- 鉱産稅** 鉱物の掘採事業者にかかります
- 特別土地保有稅** 一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかります (平成15年度から当分の間、課稅されません)

間接税

- 市町村たばこ稅** 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります

目的税

直接税

- 事業所稅** 指定都市などに所在する一定規模以上の事務所や事業所にかかります
- 都市計画稅** 市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者にかかります
- 水利地益稅** 水利事業などによって特に利益を受ける土地や家屋の所有者にかかります (令和4年度において福岡県内では課稅していません)
- 共同施設稅** 共同施設などによって特に利益を受ける者にかかります (令和4年度において福岡県内では課稅していません)
- 宅地開発稅** 宅地として開発する土地の面積に応じてかかります (令和4年度において福岡県内では課稅していません)
- 国民健康保險稅** 国民健康保險の被保險者である世帯主にかかります

間接税

- 入湯稅** 温泉等鉱泉浴場に入湯したときにかかります